⑧　横浜環状北線（馬場出入口）測量管理資料作成
　別途発注される、管理図書作成のための測量調査の受注者に対し、測量業務の指導、安全管理・品質（精度）・工程管理等を首都高速道路株式会社監督職員の補助業務を実施
・横浜環状北線（馬場出入口）の基準点測量、現地（平面）測量の管理
⑨　横浜環状北線（馬場出入口）権原整理資料作成
　馬場出入口周辺の権原を確認し、首都高用地と民地が分かるように平面図を作成する。なお、資料作成に当たっては登記簿等確認を行うこととする。
⑩　現場見学等資料作成
　首都高速道路神奈川建設局管内の現場見学の補助業務及び資料作成を行う。なお、回数は100回とする。

⑷　履行期間
契約締結の翌日から平成32年６月30日まで

⑸　その他
①　本業務は、提出された参加表明書、技術提案書及び見積書（以下「参加表明書等」という。）を審査した結果、技術提案書の評価点が最高の者であり、かつ、業務規模として定めた金額の範囲内で有効な見積書を提出した者を契約の相手方として特定する公募型プロポーザル方式（標準タイプ）の対象業務である。
②　本業務は、見積等を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、契約責任者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては４⑴に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書（電子入札留意事項様式第１）を提出するものとする。
③　技術提案書は、持参により提出すること。
④　その他については、電子入札留意事項によることとする。

２　競争参加資格
⑴　首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。
⑵　首都高速道路株式会社における平成29・30年度競争参加資格の「その他土木設計」の認定を受けている者であること。
⑶　参加表明書の提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、調査・設計請負現場説明書の説明事項１⑽イの記載に抵触するものではないことに留意すること。
①　資本関係
　以下のいずれかに該当する２者の場合。ただし、子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
イ　親会社（会社法第２条第４号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
ロ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
②　人的関係
　以下のいずれかに該当する２者の場合。ただし、イについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
イ　一方の会社の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
ロ　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。）を現に兼ねている場合
【役員の定義】
⑴　会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
⑵　取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役を除く。）
⑶　委員会設置会社における執行役又は代表執行役
【管財人の定義】
　会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人
③　その他見積りの適正さが阻害されると認められる関係
　その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

⑷　業務実施上の条件
①　法人に必要とされる業務の実績
　当該業務に参加希望する法人は、官公庁、高速道路株式会社（首都、東日本、中日本、西日本、阪神、本州四国連絡）、高速道路公社（名古屋、広島、福岡北九州）、独立行政法人又は地方自治体のいずれかの発注の下、平成20年度以降に完了した業務において、道路構造物のしゅん功図書を含む管理用図書作成業務が、完了した業務実績を有すること。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が60点未満のものを除く。
②　予定管理技術者に必要とされる要件
イ　技術資格
　技術士［建設部門］若しくはこれと同等の能力と経験を有する技術者、ＲＣＣＭ（技術士における建設部門相当）
　なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課）を受けている必要がある。
ロ　業務実績
　平成20年度以降に完了した、以下に示される同種又は類似業務について、１件以上の実績を有さなければならない。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が60点未満のものを除く。
　同種業務：高速道路（高速自動車国道又は自動車専用道路）における道路構造物のしゅん功図書を含む管理用図書作成業務
　類似業務：高速道路（高速自動車国道又は自動車専用道路）以外における道路構造物のしゅん功図書を含む管理用図書作成業務
ハ　手持ち業務量
　平成30年11月21日現在の手持ち業務量（特定後未契約のものを含む。）において、管理技術者及び担当技術者となっている契約金額が500万円以上の業務の契約金額の合計が４億円未満かつ件数が10件未満であること。

３　技術提案書の評価基準
⑴　技術提案書による評価
①　予定管理技術者及び予定担当技術者の技術資格
②　予定管理技術者及び予定担当技術者の同種類似業務の実績
③　予定管理技術者及び予定担当技術者の手持ち業務量
④　予定管理技術者及び予定担当技術者の当社及び公的機関からの表彰経験
⑤　予定管理技術者の当社での業務成績
⑵　配置予定技術者からのヒアリングによる評価
①　ヒアリング対象者
　イ　予定管理技術者
②　評価項目
　イ　専門技術力の確認
　ロ　業務への取組姿勢
　ハ　質問に対する応答性

４　手続等
⑴　担当部局
　首都高速道路株式会社神奈川建設局総務・経理課
　〒221―0013 神奈川県横浜市神奈川区新子安一丁目２番４号（オルトヨコハマ・ビジネスセンター３階）　ＴＥＬ045―439―0706
⑵　現場説明書・技術提案書作成要領等の交付期間及び方法
①　交付期間：平成30年11月21日（水）から平成30年11月29日（木）午後４時まで
②　方法：下記サイトより参加希望者に無償で交付する。なお、やむを得ない事由により、上記交付方法による受領ができない場合は、別の方法（ＣＤ―Ｒ等の配布）により無償で交付するので、上記⑴の担当課まで申し出ること。
・首都高速道路株式会社ホームページ（入札公告等）
　http://www.shutoko.co.jp/business/bid